

介護予防短期入所療養介護利用料金表

(令和6年4月1日以降)

利用料金の計算上、端数処理の関係により若干の変動があります。

(日 額)

2階・3階・4階フロアご利用の方		要介護度	介護保険給付 1割負担の料金です		介護保険給付対象外利用料 (利用者負担第4段階の方の場合)					
			自己負担金		滞在費	食費	日用品費	教養 娯楽費	合計	
			基本型	強化型					基本型	強化型
	多床室	要支援1	658円	721円	740円	1,730円	190円	232円	3,550円	3,613円
		要支援2	830円	894円					3,722円	3,786円
	個室 又は 特別室	要支援1	621円	678円	1,850円	朝食380円 昼食710円 (間食含) 夕食640円			4,623円	4,680円
		要支援2	779円	834円					4,781円	4,836円
	第3段階	(多床室)	上記自己負担 に準ずる		370円	1,000円~1,300円 (負担上限)			/	
		(特別室・個室)			1,310円					
	第2段階	(多床室)			370円	390円 (負担上限)				
		(特別室・個室)			490円					
	第1段階	(多床室)			0円	300円 (負担上限)				
		(特別室・個室)			490円					

※令和6年8月1日より第2段階から第3段階の方の居住費は1日60円増額される予定です。

加算料等※1割負担の料金です	送迎加算	送迎を行った場合 片道 198円 が加算されます。
	緊急時治療管理	緊急時治療が必要な場合、1日 556円 を月に1回連続する3日を限度としてご請求させていただきます。
	療養食加算	利用者の病状等に応じて医師により疾患治療の直接手段として発行された食事せんに基づき、糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食等を提供した場合 1日につき 3回を限度として 1回 9円 を請求させていただきます。
	サービス体制強化加算	介護福祉士の占める割合、又は常勤職員の占める割合、或いは一定の勤続年数を有する職員の占める割合等、厚生労働大臣が定める基準に適合した場合には、1日 24円 又は 1日 20円 或いは 1日 7円 が加算されます。
	夜勤職員配置加算	夜勤を行う看護・介護職員の数が厚生労働大臣が定める施設基準に適合している場合は、1日 26円 が加算されます。
	個別リハビリテーション実施加算	リハビリ専門職員が、他職種と共同してリハビリテーション計画を作成し、個別リハビリテーションを行った場合、1日につき 258円 が加算されます。
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症による妄想・幻覚・暴言等の症状により緊急に利用が必要と医師が判断しケアマネ等と連携して、利用者又はその家族が同意して利用した場合、7日間を限度として 1日につき 215円 が加算されます。
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算	厚生労働大臣が定める基準に適合した場合、在宅復帰・在宅療養支援機能加算として、1日につき 55円 が加算されます。
	認知症専門ケア加算	厚生労働大臣が定める基準に適合し、専門的な認知症ケアを行った場合は、1日につき 4円 又は 5円 が加算されます。
	総合医学管理加算	厚生労働大臣の定めた基準に従い計画的な利用ではない者に治療管理を目的とした利用の場合、1日 295円 が10日間を限度に加算されます。(緊急時治療管理を算定する場合を除く)
	口腔連携強化加算	厚生労働大臣が定める基準に適合した場合、口腔の健康状態の評価を実施し歯科医療機関及び介護支援専門員に対し評価結果の情報提供を行った場合、1月に1回限り 54円 を加算します。
	生産性向上推進体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)	業務の効率化及び質の向上又は職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、機器の活用や研修等の必要な検討や確認を行い事業年度ごとに業務の効率化及び質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績を厚生労働省に報告した場合、1月につき 108円 又は 11円 を加算します。
	身体拘束廃止未実施減算	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の 100分の1 に相当する単位数 を所定単位数から減算します。
	高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置(虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を決めること)が講じられていない場合は、所定単位数の 100分の1 に相当する単位数 を所定単位数から減算します。
業務継続計画未策定減算	感染症や災害の発生時に継続的にサービス提供が提供できる体制を構築するための事業継続計画が策定されていない場合は、所定単位数の 100分の1 に相当する単位数 を所定単位数から減算します。	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ) 【令和6年6月1日~】	厚生労働大臣が定める基準に適合した場合、介護予防短期入所療養介護サービス費の単位数の 1000分の75 に相当する単位数又は1000分の71に相当する単位数 又は1000分の54又は1000分の44 に相当する単位数 を所定単位数に加算します。	

その他の費用	室料	特別室	4,400円(税込)	理容	カット	2,600円
	差額	個室	3,300円(税込)	美容	パーマ	3,700円
		2階個室	室料差額なし		顔剃り	700円
		4人部屋	室料差額なし		毛染め	3,700円
○各種診断書：3,300円 ○左記以外の診断書：1,100円 ○行事費：実費 ○以上料金を示したものを以外に利用者からの依頼により購入する日常生活品等は実費を徴収します						